

## ■ケイコバ DICE 利用規約■

2020/8/26 更新

当規約は、ケイコバ DICE(以下、「当方」と表記します)と、そのご契約者様、および所属する企業・団体様(以下、「ご契約者様」と表記します)と、ご契約者様の許可のもと当スペースに出入りする、すべての方(以下、「ご利用者様」と表記します)に効果の及ぶ規約となります。

### 【利用規約の効果の及ぶ期間・範囲】

ご契約者様・ご利用者様は、契約成立をもって本利用規約にすべて同意したものとみなし、これを厳守する義務が発生いたします。契約成立時から契約利用期間終了時において、ご契約者様は、ご利用者様に、これを周知共有し、厳守させる責務を負うものとします。また、契約の及ぶ期間において、ご契約者様にご連絡が取れなくなった場合、当方はご利用者様の代表と当方がみなす方を、ご契約者様代理とし、契約者と同様の権利・責務を付与いたします。これに際し、ご契約者様・ご利用者様は一切の異議を述べないものとします。

### 【利用料金ご精算について】

- ・利用料金は、当方からのご案内メールの到着後、記載された期間内にお振り込みにてご契約者様がお支払いください。お振込みの際の手数料は、ご負担をお願いいたします。
- ・当方が、ご契約者様からの振り込み着金を確認した時点で、契約成立となります。
- ・当方がご案内のメールを送付していない時点でのお振込みは無効といたします。
- ・シアターKASSAI での公演の為にスペースを利用される場合、スペース予約時に申告いただくことで、公演の千秋楽前日までに劇場費の残金と合わせてご精算いただく契約も可能です。その際は、別途ご案内いたします。

### 【キャンセルについて】

- ・契約成立後、ご契約者様、ご利用者様のご都合により契約を取り消す場合、理由、時期の如何にかかわらず、利用料金の返金はいたしません。また、契約利用期間の途中でご利用者様が退出する場合も、スペース利用料金の割引、返金はいたしません。
- ・シアターKASSAI 利用時における千秋楽前日払い契約の場合、予約確定(契約成立)メールを当方が送付した後のキャンセルは、理由、時期の如何に関わらず、予定された千秋楽日の前日までにお支払いいただくものとします。
- ・利用期間(日数)の変更は、追加の場合のみ可能です。追加の申し込み分は、その申込日によって料金に変動がございます。
- ・新型コロナ関連の利用キャンセルについて契約締結後の減額、返金は現在行っておりません。
- ・発生時期の如何に関わらず、当スペースの利用を中止する場合、その際に生じる、ご契約者様、ご利用者様の損害において、当スペースは一切その責を負わないものとします。

### 【占有の範囲と期間】

- ・当スペース、また当スペースに付随する共有スペースは、締結された利用可能期間に限り、ご利用者様のみが、利用可能となります。当方の許可なく第三者への利用権限の譲渡はできません。
- ・当方の許可なく、利用期間、利用時間の延長はできません。
- ・ご利用者様の持込まれた荷物や商品等が、利用可能期間最終日の決められた退出時間までに撤去されていない場合、当該荷物や商品等の所有権を放棄したものとみなし、これらを移動、廃棄いたします。
- ・ご利用者様の退出に遅延が発生した場合は、原状復帰に要した日数分のスペース利用料金を遅延賠償金として、ご契約者様に請求いたします。その際、運搬や清掃にかかる実費を併せてお支払いいただくものとします。

### 【鍵の返却】

利用終了時、ご契約者様、もしくはご契約者様が指名した方が、当方の指定通りに鍵の返却を行ってください。

### 【契約者・利用者の利用欠格事由】

ご契約者様・ご利用者様が以下の欠格事由に該当する場合には、お申込みに応じられません。

契約成立後に以下の欠格事由に該当することが判明した場合、即時利用の差し止めをいたします。その際に生じる、ご契約者様・ご利用者様の損害において、当方は一切その責を負わず、利用料金の返済もいたしません。また、シアターKASSAI 利用時の千秋楽前日払い契約の場合、予定されていた日までに当スペースの使用料を全額お支払いいただくものとします。

- ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会勢力、もしくは、これらに準ずる者（以下「暴力団等」と表記します）又はその関係者である場合（第三者がその旨を認定した場合を含みます）。
- ② 暴力団等又は、その関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合。
- ③ 役員(取締役・執行役、又はこれらに準ずる方)、従業員、関係者等が暴力団等の構成員、又はその関係者である場合。
- ④ ご利用者様が伝染病に罹患していると明らかに認められる場合。

### 【利用差し止めの条件】

ご契約者様・ご利用者様に、以下に該当する事実があると判断した場合、契約後もしくは利用期間中に関わらず、即時利用の差し止めをいたします。その際に生じる、ご契約者様・ご利用者様の損害において、当方は一切その責を負わず、利用料金の返済もいたしません。

また、アターKASSAI 利用時の千秋楽前日払い契約の場合、予定されていた日までに当スペースの使用料を全額お支払いいただくものとします。

- ① 当スペースを利用する、他のご契約者様・ご利用者様に著しい迷惑を及ぼす言動を行った場合。
- ② 当方に対して暴力・脅迫・恐喝・威圧的要求を行った又は物理的範囲を超える負担を要求する場合。  
あるいは過去に同様の行為を行ったと認められる場合。
- ③ 利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。  
また、それに伴って関係諸官庁から中止命令が出された場合。
- ④ スペースが所在する地域の条例・規則の規定に違反することが認められる場合。
- ⑤ 申込みの記述内容と異なる利用、または虚偽の記載が見つかった場合。
- ⑥ 当方の許可なく、第三者に利用権を譲渡した場合。
- ⑦ 近隣、当方の管理スタッフ、当方指定の業者に多大な迷惑を及ぼす行為・騒音等があった場合。  
または、それが発覚した際に当方の管理スタッフが行う注意、指示に従わなかった場合。
- ⑧ その他、本規約に対する違反がある場合。

### 【その他の禁止事項】

- ① 危険物、動物、及び常識を超えた備品の持ち込み、臭いの強いものの持ち込み。
- ② 当方および当スペースに不利益を与える行為の一切(予約時間外の利用や備品の破損等)
- ③ その他、法律で禁じられている行為。

### 【利用規約違反・物損などにおける損害賠償】

ご契約者様・ご利用者様が、当方の提示する利用規則に違反した形で、当方に帰属する建造物や付帯設備・設備品等を利用、費消、破損または紛失する等(以下「建造物等の破損等」と表記します)、名目の如何に問わず当方に損害が発生した場合、ご契約者様が当該損害額(修理金額の実費、および建造物等の破損が原因で当該スペースの利用が不可能となった場合の当方の逸失利益等一切を含む)を賠償するものとします。この場合、当方からの請求金額全額を、当方の請求に基づく支払日にお支払いいただきます。

また、契約利用期間終了後においても、明らかに利用期間内の建造物等の破損等が判明した場合、当方は上記と同様の対応をとるものとします。これに対し、ご契約者様・ご利用者様は一切の異議を述べないものとします。

### 【当方の免責事項】

以下の事項に対し、当方は一切の責を負わないものとします。

- ・利用期間内の事故、怪我、盗難等。
- ・地震、台風、その他の自然災害に起因する被害。
- ・当スペースおよびその共有スペース内における音漏れ・騒音の類。それに伴うトラブル。
- ・事前に打ち合わせのない状態での搬入出時のトラブル。
- ・利用者様同士のトラブル。
- ・ご契約者様、ご利用者様が、当スペースの利用によって、当方や他のご契約者様、ご利用者様および第三者に対して与えた損害または自損事故による損害。
- ・ご契約者様、ご利用者様が、利用規約および注意事項に違反した際に発生する一切の損害。

以下の事項に対し、当方は対応可能な範囲内での修理・復旧に努める以外の責を負わないものとします。

- ・付帯設備などの故障が起こった場合。
- ・雨漏り、結露による水滴の落下。
- ・一時的な停電、またはその他のトラブルにより利用の一時的中断が起こった場合。もしくは継続的続行が困難な場合。

※当スペースの利用が継続的に不可能になった場合、原因の如何を問わず、当方はスペース利用が不可能な期間のスペース料金分の返済以上の一切の責を負わないものとします。

### 【その他】

- ・当方に不利益を与える行為があったと認められ、かつご契約者様への連絡が一切取れない場合にはご契約者様・ご利用者様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を開示し、事態の解決にあたる場合がございます。
- ・当方が必要と認めた場合、本規約を変更できるものとし、本規約を変更した場合には、ご契約者様に変更内容を通知します。当該変更内容の通知後、ご契約者様は本規約の変更内容に同意し、ご利用者様への通達の責務を果たすものとします。